

資産課税課情報	第14号	平成30年9月6日	国 税 庁 資産課税課
---------	------	-----------	----------------

「租税特別措置法第40条第1項後段の規定による譲渡所得等の非課税の取扱いについて」の一部改正について（法令解釈通達）のあらまし（情報）

平成30年7月3日付課資5-126ほか1課共同「『租税特別措置法第40条第1項後段の規定による譲渡所得等の非課税の取扱いについて』の一部改正について」（法令解釈通達）により、租税特別措置法第40条第1項後段の規定による譲渡所得等の非課税の取扱いについて所要の改正を行ったところであるが、その概要について別添のとおり送付するので、執務の参考とされたい。

なお、単なる条項の異動等その改正の内容が形式的なものについては省略した。

目 次

〔措令第25条の17第7項関係〕

20の2 国立大学法人等に係る措令第25条の17第7項の要件 1
20の3 関係大臣が財務大臣と協議して定める方法 2
20の4 所轄庁証明を受ける時期 5

〔措法第40条第5項関係〕

27の2 所轄庁証明を受ける時期 6

この情報は、平成30年4月1日現在の法令等に基づいて作成している。

《省略用語例》

この情報において使用した省略用語は、それぞれ次に掲げる法令を示す。

措法……………租税特別措置法（昭和32年法律第26号）

措令……………租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）

措規……………租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号）

〔措令第25条の17第7項関係〕

（国立大学法人等に係る措令第25条の17第7項の要件）

20の2 財産の贈与又は遺贈が、国立大学法人等（国立大学法人、大学共同利用機関法人、公立大学法人、独立行政法人国立高等専門学校機構及び国立研究開発法人をいう。以下同じ。）のうち法人税法別表第1に掲げる法人（以下「特定国立大学法人等」という。）に対するものである場合における措令第25条の17第7項の規定の適用については、同項第2号及び第3号の要件を満たす必要があることに留意する。

なお、財産の贈与又は遺贈が、国立大学法人等のうち法人税法別表第2に掲げる法人に対するものである場合には、措令第25条の17第7項第1号から第3号までの要件の全てを満たす必要があることに留意する。

（注） 上記の国立大学法人等のうち法人税法別表第2に掲げる法人とは、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構、国立研究開発法人海洋研究開発機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、国立研究開発法人情報通信研究機構、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構及び国立研究開発法人理化学研究所をいうことに留意する。

（新設）

（説明）

平成30年度税制改正において、公益法人等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税の適用に係る申請書の提出があった日から1か月（一定の場合には、3か月）以内に国税庁長官の承認又は不承認の決定がなかった場合にその承認があったものとみなす特例（以下「承認特例」という。）の対象となる財産の贈与又は遺贈（以下「贈与等」という。）の範囲に、国立大学法人、大学共同利用機関法人、公立大学法人、独立行政法人国立高等専門学校機構及び国立研究開発法人（以下「国立大学法人等」という。）に対する贈与等で、一定の要件を満たすものが追加された。

この承認特例の適用に当たって、財産の贈与等が国立大学法人等のうち法人税法別表第1に掲げる法人に対するものである場合は、措令第25条の17第7項第2号及び第3号に掲げる要件を満たせばよいが、財産の贈与等が国立大学法人等のうち同表第2に掲げる法人に対するものである場合には、措令第25条の17第7項第1号から第3号までに掲げる要件の全てを満たす必要がある（措令25の17⑦柱書）。

本通達では、このことを留意的に明らかにした。

国立大学法人等のうち、国立大学法人、大学共同利用機関法人、公立大学法人、独立行政法人国立高等専門学校機構は、その全てが法人税法別表第1に掲げる法人に該当するが、国立研究開発法人には、同表第1に掲げる法人のほかに同表第2に掲げる法人に該当するものも存在するところであり、（注）においては、国立研究開発法人のうち同表第2に掲げる法人に該当する法人を具体的に示した。

(関係大臣が財務大臣と協議して定める方法)

20の3 措令第25条の17第7項第2号イ及びロ(2)に規定する関係大臣が財務大臣と協議して定める方法とは、平成30年3月31日付内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第1号(以下「告示」という。)に定める次に掲げる要件を満たすことにつき、国立大学法人等又は公益社団法人若しくは公益財団法人の所轄庁の証明(以下27の2までにおいて「所轄庁証明」という。)を受けた基金(以下「基金」という。)に組み入れる方法であることに留意する。

(1) 基金が、他の経理と区分して整理されていること。

(2) 基金が、告示別表の上欄に掲げる公益法人等の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる業務又は事業に充てられることが確実であること。

(3) 基金に組み入れた財産の運用によって生じた利子その他の収入金(当該収入金をもって取得した資産を含む。)を当該基金に組み入れることとしていること。

(注) 例えば、基金に組み入れた財産が株式である場合において、当該株式から配当金が生じたときは、当該配当金の全額を当該基金に組み入れる必要があることに留意する。

また、当該配当金は、その全額を上記(2)の業務又は事業に充てる必要があるが、当該配当金を受領後、直ちに充てる必要はないことに留意する。

(4) 基金への財産の組入れ、基金に組み入れた財産の運用、基金に組み入れた財産の運用によって生じた利子その他の収入金の使途等基金の管理及び運用に関する重要事項について審議する合議制の機関を設置していること。

(5) 基金に組み入れた財産の種類、贈与又は遺贈(以下(5)において「贈与等」という。)をした者の当該財産の取得価額、当該財産の贈与等の時における価額(当該贈与等に係る財産の譲渡をし、当該譲渡による収入金額の全部に相当する金額をもって資産を取得した場合には当該譲渡による収入金額、当該資産の種類及び取得価額を含む。)及びその他参考となるべき事項を記載した基金明細書であって監事の監査を受けたものを、毎事業年度終了後3月以内に、告示別表の上欄に掲げる公益法人等の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる所轄庁に提出するとともに、その写しを作成した日の属する事業年度の翌年度の開始の日から5年間、当該公益法人等の主たる事務所の所在地に保存することとしていること。

(新設)

(説明)

平成30年度税制改正において、承認特例の対象となる財産の贈与等の範囲に、国立大学法人等又は公益社団法人若しくは公益財団法人(以下「基金管理人」という。)に対する贈与等で、その贈与等を受けた財産(当該財産につき譲渡があった場合には、当該譲渡による収入金額の全部に相当する金額をもって取得した資産で一定のものを含む。)が、関係大臣が財務大臣と協議して定める業務又は事業に充てるために関係大臣が財務大臣と協議して定める方法(以下「基金に組み入れる方法」という。)により管理されることについて、関係大臣が財務大臣と協議して定める所轄庁に確認されているものが追加された(措令25の17⑦ニイ、ロ(2))。

このほか、措法第40条第1項後段の非課税承認を受けた国立大学法人等、公益社団法人、公益財団法人、学校法人又は社会福祉法人が、贈与等を受けた財産(承認特例の適用を受けた行われた贈与等に係る財産を除く。)を措令第25条の17第3項第6号に規定する特定管理方法により管理しているものの譲渡をし、その譲渡による収入金額の全部に相当する金額をもって新たな資産(以下「特定買換資産」という。)を取得した場合において、その譲渡の日の前日までに、その管理の方法その他の一定の事項を記載した書類を、納税地の所轄税務署長を経由して国税庁長官に提出したときには、その非課税承認を継続することができる「特定買換資産の特例」が創設された(措法40⑤二)。

「基金に組み入れる方法」とは、平成30年3月31日付内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第1号(以下「告示」という。)において定め

る要件を満たすことについて、基金管理人の所轄庁の証明（以下「所轄庁証明」という。）を受けた基金に組み入れる方法をいう。

本通達では、このこと及び告示において定める基金の要件を留意的に明らかにした。

また、③の（注）においては、基金に組み入れた財産が株式である場合には、①当該株式から生じた配当金について、全額を基金に組み入れる必要があること、②当該配当金については、その受領した事業年度中に費消する必要はないことを留意的に明らかにした。

【参考】

○ 「国立大学法人等に対する個人からの現物資産寄附のみなし譲渡所得税非課税承認～証明申請等の手引き～（平成30年4月19日文部科学省高等教育局・研究振興局）」の抜粋

「2. 国立大学法人等において必要な準備

（1）（掲載省略）

（2）②の基金の業務に充てることについて

基金に組み入れた財産は、国立大学法人法第22条第1項第1号から第5号までに掲げる業務又は第29条第1項第1号から第4号までに掲げる業務に充てることが必要であり、例えば、寄附を受けた土地を収益目的で貸し付け、その賃貸収入を将来的にこれらの業務に充てるようなことは認められません（貸付けた時点で、寄附を受けた土地をこれらの業務以外に充てることとなるため）。一方、例えば、寄附を受けた土地を有価証券等を買換え、その運用益を将来的にこれらの業務に充てるため基金に組み入れることは可能です（有価証券等については、土地の貸付けと異なり、これらの業務以外に充てていないため）。

なお、特例寄附資産（国税庁長官の承認を得、非課税措置を受けた資産）を譲渡した場合は、その譲渡による収入金額の全部に相当する金額をもって資産を取得する必要があるため、新たな資産を取得するまでの間は、その収入金（現預金）を基金内に留保しておくことが必要です。

（3）③の基金内の運用益の考え方について

基金内で生じた運用益（配当金、利息等）については、すべからく、基金に組み入れる必要があります。この運用益については、基金の業務の範囲内であれば、資産の購入、研究費等の費消する経費への充当など、自由に使うことができますが、支出を行った場合は基金明細書に必要な事項を記載いただく必要があります。また、当該運用益を基に資産を購入し、当該資産を譲渡した場合の譲渡収入及びその収入金額で取得した資産も同じ扱いとなります。

（4）～（5）（掲載省略）

」

○ 「公益社団法人・公益財団法人に対する個人からの現物資産寄附のみなし譲渡所得税非課税承認～証明申請等の手引き～（内閣府／都道府県）」の抜粋

「2. 公益法人において必要な準備

（1）（掲載省略）

（2）②の基金の業務に充てることについて

基金に組み入れた財産は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第2条第4号に規定する公益目的事業に充てることが必要であり、例えば、寄附を受けた土地を収益目的で貸し付け、その賃貸収入を将来的にこれらの業務に充てるようなことは認められません（貸付けた時点で、寄附を受けた土地をこれらの業務以外に充てることとなるため）。一方、例えば、寄附を受けた土地を有価証券等を買換え、その運用益を将来的にこれらの業務に充てるため基

金に組み入れることは可能です（有価証券等については、土地の貸付けと異なり、これらの業務以外に充てていないため）。

なお、特例寄附資産（国税庁長官の承認を得、非課税措置を受けた資産）を譲渡した場合は、その譲渡による収入金額の全部に相当する金額をもって資産を取得する必要があるため、新たな資産を取得するまでの間は、その収入金（現預金）を基金内に留保しておくことが必要です。

(3) ③の基金内の運用益の考え方について

基金内で生じた運用益（配当金、利息等）については、すべからく、基金に組み入れる必要があります。この運用益については、基金の事業の範囲内であれば、資産の購入、助成金等の費消する経費への充当など、自由に使うことができますが、支出を行った場合は基金明細書に必要な事項を記載いただく必要があります。また、当該運用益を基に資産を購入し、当該資産を譲渡した場合の譲渡収入及びその収入金額で取得した資産も同じ扱いとなります。

(4) ～ (5) (掲載省略)

」

(所轄庁証明を受ける時期)

20の4 国立大学法人等又は公益社団法人若しくは公益財団法人が、措令第25条の17第1項の申請書の提出期限において所轄庁証明について申請中の場合など、当該提出期限までに所轄庁証明を受けていないときは、同条第7項の規定の適用がないことに留意する。

(新設)

(説明)

基金管理人に対する財産の贈与等について、承認特例の適用を受けようとする場合には、基金管理人において贈与等を受けた財産が基金に組み入れる方法により管理されることを基金管理人の所轄庁に確認されたことを証する書類の写し(以下「所轄庁証明を受けたことを証する書類」という。)などの一定の書類を添付した承認申請書を、贈与等のあった日から4か月以内(当該期間の経過する日前に当該贈与があった日の属する年分の所得税の確定申告書の提出期限が到来する場合には、当該提出期限まで)に、納税地の所轄税務署長を経由して、国税庁長官に提出しなければならないこととされている(措令25の17①⑦柱書、措規18の19④)。

上記提出期限までに、承認申請書に「所轄庁証明を受けたことを証する書類」を添付して提出するためには、当該提出期限までに基金管理人が所轄庁証明を受けている必要があり、所轄庁証明について申請中の場合など当該提出期限までに基金管理人が所轄庁証明を受けていない場合には、承認特例の適用がないこととなる。

本通達では、このことを留意的に明らかにした。

【参考】

所轄庁証明に係る実務上の手続において、所轄庁は、基金管理人に対して、寄附の前に所轄庁証明を受ける必要がある旨指導していることに留意する。

○ 「国立大学法人等に対する個人からの現物資産寄附のみなし譲渡所得税非課税承認～証明申請等の手引き～(平成30年4月19日文部科学省高等教育局・研究振興局)」の抜粋

「2. 国立大学法人等において必要な準備

(1) 基金の設置

承認特例及び特定買換資産の特例を受けるためには、承認特例の場合は寄附前に特定買換資産の特例の場合は40条1項対象資産を譲渡する前に、国立大学法人等において、告示に定める要件を満たした基金を設置し、文部科学大臣が要件の確認をした証明を受ける必要があります。

(以下掲載省略)

」

○ 「公益社団法人・公益財団法人に対する個人からの現物資産寄附のみなし譲渡所得税非課税承認～証明申請等の手引き～(内閣府／都道府県)」の抜粋

「2. 公益法人において必要な準備

(1) 基金の設置

承認特例及び特定買換資産の特例を受けるためには、承認特例の場合は寄附前に、特定買換資産の特例の場合は第40条第1項対象資産を譲渡する前に、公益法人において、告示に定める要件を満たした基金を設置し、行政庁が要件の確認をした証明を受ける必要があります。

(以下掲載省略)

」

〔措法第40条第5項関係〕

（所轄庁証明を受ける時期）

27の2 国立大学法人等又は公益社団法人若しくは公益財団法人が、措置法第40条第3項の贈与又は遺贈を受けた財産の譲渡の日の前日において所轄庁証明について申請中の場合など、当該財産の譲渡の日の前日までに所轄庁証明を受けていないときは、同条第5項第2号の規定の適用がないことに留意する。

（新設）

（説明）

基金管理人に対する財産の贈与等について、特定買換資産の特例の適用を受けようとする場合には、基金管理人において措法第40条第3項の贈与等を受けた財産（承認特例の適用を受けて行われた贈与等に係る財産を除く。）で、措令第25条の17第3項第6号に規定する特定管理方法により管理しているものの譲渡をし、その譲渡による収入金額の全部に相当する金額をもって特定買換資産を取得した場合において、その譲渡の日の前日までに、その管理の方法その他の一定の事項を記載した書類（以下「特定買換資産の届出書」という。）を、納税地の所轄税務署長を経由して、国税庁長官に提出しなければならないこととされている（措法40⑤二、措規18の19⑩）。

この場合、特定買換資産の届出書には、譲渡財産が特定管理方法により管理されたことを確認できる書類の写し（譲渡財産が特定管理方法により管理されることを所轄庁に確認されたことを証する書類の写しを含む。以下同じ。）を添付しなければならないこととされている（措規18の19⑪）。

譲渡の日の前日までに、特定買換資産の届出書に「譲渡財産が特定管理方法により管理されたことを確認できる書類の写し」を添付して提出するためには、譲渡の日の前日までに基金管理人が所轄庁証明を受けている必要があり、所轄庁証明について申請中の場合など譲渡の日の前日までに基金管理人が所轄庁証明を受けていない場合には、特定買換資産の特例の適用がないこととなる。

本通達では、このことを留意的に明らかにした。

【参考】

○ 「国立大学法人等に対する個人からの現物資産寄附のみなし譲渡所得税非課税承認～証明申請等の手引き～（平成30年4月19日文部科学省高等教育局・研究振興局）」の抜粋

「2. 国立大学法人等において必要な準備

（1） 基金の設置

承認特例及び特定買換資産の特例を受けるためには、承認特例の場合は寄附前に特定買換資産の特例の場合は40条1項対象資産を譲渡する前に、国立大学法人等において、告示に定める要件を満たした基金を設置し、文部科学大臣が要件の確認をした証明を受ける必要があります。

（以下掲載省略）

」

○ 「公益社団法人・公益財団法人に対する個人からの現物資産寄附のみなし譲渡所得税非課税承認～証明申請等の手引き～（内閣府／都道府県）」の抜粋

「2. 公益法人において必要な準備

（1） 基金の設置

承認特例及び特定買換資産の特例を受けるためには、承認特例の場合は寄附前に、特定買換資産の特例の場合は第40条第1項対象資産を譲渡する前に、公益法人において、告示に定める

要件を満たした基金を設置し、行政庁が要件の確認をした証明を受ける必要があります。
(以下掲載省略)

」